契 約 変 更 理 由 書

神戸市

工　　事　　名	西部処理場北系水処理施設築造工事（土木）

契約変更後の工事概要

・水処理施設築造工：RC造　L=175.5m、B=73.5、H=5.1～14.0m

（最初沈澱池,生物反応槽,最終沈澱池,ろ過池・塩素混和池）

・土工　１式　、地盤改良工　１式、仮設工　１式、本体築造工　１式

（１）本体作業土工、仮設工、場内・進入道路工

本工事の実施にあたり、残土置場及び資材置場として隣接地を借地している。この隣接地は大阪湾岸道路計画ルートの事業用地であり、事業に進捗が生じたため返還が必要となった。

このため、

①将来施工予定の場内整備用として保管していた発生土を他の下水処理場へ搬出することとしたため、搬出費及び搬出先の整備、返還に伴う借地部分の整備が必要となり、増工となる。

②工事箇所南面（既設処理場側）の施工については、隣接地からの進入路を使用して実施しているため、代替進入路を整備する必要が生じ、増工となる。

（２）躯体築造工

①本工事の躯体コンクリートについては、ひび割れの発生を抑制するため、温度応力解析を行いコンクリート材料を選定している。生物反応槽床板部のコンクリートを打設した結果、多くのひび割れが発生した。このため、同様の解析結果である最初沈澱池及び最終沈澱池の施工について、再度検討を行い、対策としてコンクリート材料を高炉セメントから低発熱セメントへ変更することとしたため、増工となる。

②本工事で築造する水処理施設は、流入下水を処理するための沈澱池や生物反応槽、処理の過程で発生した汚泥の貯留槽、プラント設備の配管スペースや維持管理上の動線となる管廊などが重なり合って配置され、かつ各々が壁で区切られていることにより、部材（梁・柱・壁）の数・種類が多く、非常に複雑な構造物であり、また各部材（梁・柱・壁）の位置が近接していることから、狭所での施工となる。躯体築造にあたり施工方法の検討を詳細に行っていたが、上記理由により施工段階での調整・対応が必要となり、鉄筋継手箇所、支保工・足場工設置箇所が想定以上に必要となったため、増工となる。

③躯体築造に伴う付属物（埋込配管、角落し、足掛金物等）について、現地精査の結果、設置位置及び数量に変更が生じたため、増工となる。

（３）技術管理費（水張試験費）

躯体築造完了後、品質管理の一環として、躯体水槽部に貯留し漏水調査を行う必要がある。試験用水（貯水量：約38,000㎥）として、西部処理場処理水を使用することとし、取水及び試験後の排水を行うための配管及びポンプ設備の設置が必要となり、増工となる。

（４）その他現地精査の結果、各工種に増減が生じる。

（公表様式第６号）